

新型コロナウイルス感染症に係る県制度融資の対象者の緩和について

国の運用緩和により、業歴1年1か月未満の前年度実績の無い創業者や、前年度以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定を受けられる場合があります。
これらの保証の認定を受けられた場合には、業歴に関わらず県制度融資をご利用いただけます。

【対象となる制度融資】

経営安定融資、経済変動対策融資、小口零細企業融資、特産振興小口融資※、商店街活性化融資、危機関連融資

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている以下の事業者で、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定を受けた方

- ①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

(従来)対前年と比較

最近1か月の売上高等と前年同月を比較

+

その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と前年同期を比較

運用
緩和

(緩和後)新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較

又は

最近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較

+

その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較

又は

最近1か月の売上高等と令和元年10～12月の平均売上高等を比較

+

その後2か月間(見込み)を含む3か月の売上高等と令和元年10～12月の3か月を比較

※ 特産振興小口融資については、市町によって取扱いが異なりますので、詳しくは事業所が所在する市町の商工担当課にお問合せください。